

蒲郡市指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年蒲郡市規則第46号）第8条第4項の規定に基づき、蒲郡市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 内部委員

ア 副市長

イ 企画部長

ウ 総務部長

エ 指定管理者にその管理を行わせようとする公の施設（以下「施設」という。）の所管部長（相当職を含む。）

(2) 外部委員 4人以内（公募による委員で、市長が委嘱するものをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、市長（教育委員会所管の施設にあつては、蒲郡市教育委員会。以下単に「市長」という。）は、必要に応じて、施設の管理又は運営に関する有識者を選定委員会の委員として委嘱することができる。

3 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する職員が職務を代理する。

(任期)

第3条 外部委員の任期は2年とし、再任は2期までとする。

2 外部委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、直接利害関係のある団体から申請があつたときは、当該団体が申請した施設における候補者の選定に係る会議に出席することができない。この場合において、内部委員のうち出席することができなくなる者がいるときは、副市長が

指名する者を委員とすることができる。

- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(運営)

第5条 選定委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる選定基準により指定管理者の候補者とすべきものを選定するものとする。

(1) 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年蒲郡市条例第19号）第5条各号に定める基準

(2) 募集要項等により定める基準

- 2 選定に当たっては、原則として申請団体から聞き取りを行い、事業計画書の内容を十分審査するものとする。

- 3 選定委員会は、前2項の規定に基づき指定管理者の候補者とすべきものを選定したときは、選定結果及び選定理由を市長に答申する。

- 4 市長は、前項の規定により、指定管理者の候補者とすべきものの答申を受けたときは、その結果を尊重した上で指定管理者の候補者を決定し、申請団体全てにその旨を通知するものとする。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。ただし、選定に関する資料の作成等は、施設の所管課が行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。